

知らなきゃ
経営リスクに！

中小企業に影響大の

民法改正

和田倉門法律事務所

野村彩弁護士



第4回

債務不履行と担保責任の見直し

改正民法には、債務不履行があったときの損害賠償請求権に関する変更や、売買契約の商品に問題があったときの責任に関する見直しが盛り込まれた。商取引に大きく関わる部分なので整理したい。

損害賠償請求できるときは

債務不履行による損害賠償を請求するためには、債務者に責任があるという事実（**債務者事由**）が求められる。例えば天変地異で商品を納入できなかったようなときは債務者（**納入者**）に債務者事由があるとはいえず、納入者に対して損害賠償は請求できない。

現行法の文言では、損害賠償請求するために相手の債務者事由が必要なのは、債務履行がまったくできない「**履行不能**」のときに限るようにも読める。そこで改正法では、実務上の解釈に基づき、履行が不完全なときなども債務者事由が必要であることが明確化された。

なお、現行法・改正法ともに、金銭債務の不履行はたとえ債務者事由がなくても免責されないため、注意が必要だ。

また、帰責事由の有無の判断について、単に債務者に過失があったかどうかだけではなく、契約の事情全般を考慮すべきということも明文化されている。帰責事由がないことの立証は債務者が行う。

さらに、現行法で損害賠償を請求できるのは、当事者同士がその事情を「予見し、または予見することができたとき」とされているため、実際に損害を予見できたときに限られるようにも解釈できた。しかし実務では、実際に当事者が予見していないときでも「予見すべき」であったときはその範囲について賠償するべきと解釈されており、改正法では、当事者がその事情を「予

見すべきであったとき」は賠償請求できることが明文化された。

売主の担保責任に関する見直し

現行法では、売買契約の目的物に「**瑕疵**」があったとき、売主は債務不履行責任とは別に「**瑕疵担保責任**」を負うものとされていた。改正法ではこれを一本化したうえで、「**瑕疵**」ではなく「**契約不適合**」という概念で判断することとした。

契約不適合は、目的物が種類、品質、または数量に関して契約の内容に適合しないときをいう。現行法の瑕疵の内容を具体化したもので、実務上の影響は少ないと考えられている。

また、改正法では、商品に契約不適合があるときの救済手段として、**修補**や**代替物請求**、**不足分の引き渡し請求**をする権利（**追完請求**）と、**代金を減少させる権利**（**代金減額請求**）が認められる。追完請求の権利の有無には以前から議論があり、また、代金減額請求については減少額の算定が困難であることなど否定的な意見もあったが、ともに改正法で明確に認められることとなった。このふたつの請求権は、売り手に債務者事由がなくても認められる。しかし、買い手に債務者事由があれば請求できない。請求できる期間に関する条文も見直される。現行法では、買い手は目的物の契約不適合を知ったときから1年以内にその旨を売主に「**権利行使**」をしなければ請求ができない。改正法でも「1年」という期間自体については変更ないのだが、「**権利行使**」とは何を指すのかという点に関して議論があったため、単に「**通知**」をすれば権利を行使したことになる点が明文化された。

（つづく）